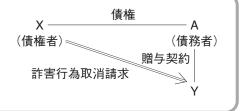
424条 (詐害行為取消権)

- 1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。 ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事 実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

事案1 XはAに債権を有している。資金繰りが悪化したAは自己の所有する土地をYに贈与した。Xは、AのYに対する贈与行為を取り消して、所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。



訴訟物 詐害行為取消権としての贈与契約取消権と

所有権移転登記抹消登記請求権

*債権者取消権は、裁判所に請求して行使しなければならない。必ず訴えによらなければならず、訴訟外の意思表示では足りず、抗弁にもなりえない(最判昭和39年6月12日民集18.5.764)。

請求原因(424条1項本文)

- (1)AY贈与契約に先立ちX→A債権発生原因事実
- (2)AY贈与契約
- (3)贈与契約はXを害する(A無資力)
- (4)A、Xを害すること((1)~(3)すべて)につき 悪意
- (5)A→Y贈与契約に基づき所有権移転登記手続
- *424条2項は、財産権を目的としない法律行為には424条1項を適用しないことを定める。財産権を目的とする法律行為でないことの主張・立証責任は詐害行為取消権の効果を争う者が負担するのではなく、債務者の法律行為が財産権を目的とするものであることを取消権者が主張・立証すべき責任を負う。
- *不動産の譲渡が詐害行為として取り消され、受益者が現物返還に代わる価額賠償をすべきときは、賠償額を主張・立証することとなる。算定の基準時は原則として、事実審口頭弁論終結時と解される(最判昭和50年12月1日民集29.11.1847【百選Ⅱ19】)。

抗弁 I (426条前段)

- (1)X贈与契約とその行為がXを害することを 知った日
- (2)贈与契約とその行為がXを害することを知った日から2年経過
- (3)Y→X消滅時効援用の意思表示

抗弁Ⅱ(426条後段)

- (1)贈与契約の日
- (2)贈与契約の日から20年経過

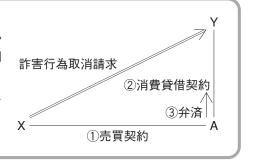
抗弁Ⅲ(424条1項ただし書)

Y(又は転得者)贈与契約がXを害することに つき善意

事案 2 (弁済)

XはAに対し売買契約に基づく代金債権を有していた。AはYから借入れをして事業資金としていたが、倒産必至の状況となった。Aは債務整理後Yの助力を得るという相談のもとで、Yに対する借入金を全額弁済した。

XはYに対してその弁済金の返還を求めた。



「訴訟物」 詐害行為取消権としての弁済行為取消権と弁済金返還請求権

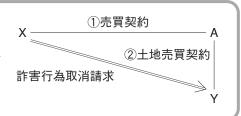
請求原因

- (1)A→Y債務弁済に先立ちXA売買契約
- (2)YA金銭消費貸借契約
- (3)A→Y金銭消費貸借契約の債務につき弁済
- (4)A債務弁済当時、無資力
- (5)債務弁済はXを害することにつきAY通謀

事案 3 (不動産売却)

XはAに対し売買契約に基づく代金債権を有していた。Aは所有する土地を時価相当額でYに売却し、所有権移転登記手続も経由した。

XはYに対してAY売買契約の取消しを求めた。



請求原因

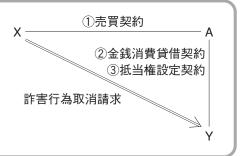
- (1)AY土地売買契約に先立ちXA売買契約
- (2)AY土地売買契約
- (3)A土地売買契約当時、無資力
- (4)A土地売買契約がXを害することにつき悪意
- (5)A→Y土地売買契約に基づき所有権移転登記

抗弁

- (1)土地売買契約の代金額は相当
- (2)A土地売買契約の代金を債務弁済など有用の 資に充当

事案4 (物的担保の設定)

XはAに対し売買契約に基づく代金債権を有していた。AはYから金銭を借り入れるに当たり、Aの所有する土地を借入金債務の担保として抵当権を設定した。土地の時価は借入金債務相当額であったが、他に財産のないAは借入金を他の多くの借入金の弁済に充てた。XはYに対して抵当権設定登記の抹消登記を求めた。



請求原因

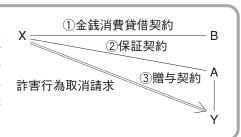
- (1)YA土地への抵当権設定契約に先立ちXA売買契約
- (2)AY金銭消費貸借契約
- (3)A抵当権設定当時、土地所有
- (4)YA金銭消費貸借契約の債権を担保するためA所有土地につき 抵当権設定契約
- (5)A抵当権設定当時、無資力
- (6)A抵当権設定がXを害することにつき悪意
- (7)A→Y抵当権設定契約に基づき抵当権設定登記

抗弁

- (1)抵当権設定当時の土地が 金銭消費貸借契約の債権 と相当な価額
- (2)金銭消費貸借契約の借入 金は債務弁済など有用の 資に充当

事案 5 (人的担保の設定)

XはBに金銭を貸し付け、AはBの借入金につき保証する契約をXとの間で締結した。その後Aは所有する土地をYに贈与した。XはYに対してAとの贈与契約の取消しを求めたところ、YはBに十分な資力があると主張して取消しに応じない。



請求原因

- (1)XA保証契約に先立ちXB金銭消費貸借契約
- (2)XA金銭消費貸借契約のB債務を担保するためAが保証する契約
- (3)AY贈与契約
- (4)A贈与契約当時、無資力
- (5)A贈与契約がXを害することにつき悪意
- (6)A→Y贈与契約に基づき所有権移転登記

抗弁

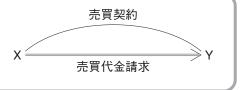
Bには資力あり、執行が容易

第3節 売 買 第1款 総 則

555条 (売買)

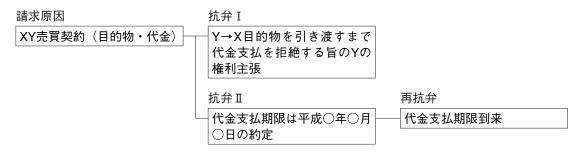
売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

事案 1 XはYに建物を代金1000万円で売却する契約を締結したので、Yに対して金1000万円の支払を求めた。代金の支払期日については、平成○年○月○日の約定があった。



訴訟物 売買契約に基づく売買代金請求権

*555条は、売買契約が財産権の移転と代金支払の合意によって成立することを定める。売買契約が成立する要件事実は、売買の申込みとそれに対する承諾という2個の意思表示である。通常、「XはYに対し、本件目的物を代金1000万円で売買する契約を締結したこと」というように、簡略な形で主張されるが、この表現には、売買の申込みと承諾の2個の意思表示並びにその発信又は到達の事実主張が内包されている。



事案 2 YはXに目的物を代金1000万円で売却する契約を締結したので、XはYに対して目的物の引渡しを求めた。Yは代金完済まで所有権を留保する特約があるとして、その引渡しを拒んでいる。



訴訟物 売買契約に基づく目的物引渡請求権

*売買契約の法律効果は、売主が有する売買代金請求権と買主が有する財産権移転請求権である。後者は、売買の対象の財産権が不動産所有権の場合、目的物の引渡請求権と所有権移転登記請求権とを含むことになる。

請求原因

YX売買契約(目的物・代金)

*売買契約に基づく目的物の引渡請求権及び(又は)所有権移転登記請求権が訴訟物とされているときは、売買代金額の主張・立証は不要であるとの見解も有力であるが、「目的物」と「代金額」は売買契約の本質的要素であるから、双方とも主張・立証する必要がある。

抗弁

代金完済までYに目的物の所 有権を留保する特約

*所有権留保特約は、所有権移 転の効果を代金完済にかから せる特約であり、一種の停止 条件である(最判昭和49年7 月18日民集25.5.743)。

再抗弁

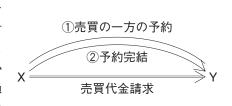
X→Y代金支払

*事案では与えられていない事 実。

556条 (売買の一方の予約)

- 1 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。
- 2 前項の意思表示について期間を定めなかったときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。

事案1 XとYは、目的物を代金1000万で売買する契約を成立させる予約完結権をXに与える合意をした。その後、Xは代金を必要とする事情が生じたので、Yに対して予約完結権を行使して代金の支払を求めた。YはXに対し予約完結権を行使するか否かを催告したにもかかわらず、Xは何の応答もしないまま相当の期間が経過し、その後にXの予約完結権の行使がされたので、その効力は生じないと反論する。



訴訟物

(予約完結権行使により成立した) 売買契約に基づく代金支払請求権

*売買の予約には、二義がある。一方の当事者が契約締結の申込みをした場合に他方の当事者がこれに対し承諾する義務を負う場合(本来の予約、最判昭和35年5月24日民集14.7.1154参照)と、予約上の権利者が予約上の義務者に対して予約完結の意思表示をすると義務者の承諾の意思表示を待たずに売買契約が成立する場合(売買の一方の予約)である。556条の定める予約は、後者の一方の予約である。

請求原因

- (1)XY間に売買契約(目的 物・代金1000万円)を成 立させる予約完結権をXに 授与する合意
- (2)**X→Y**完結の意思表示

抗弁 I 予約完結権の存続期間のXY

予約完結権の存続期間のXY 合意

抗弁Ⅱ

- (1)Y→X予約完結権を行使するか否かの確答を催告
- (2)催告から相当期間が経過

再抗弁

- 完結の意思表示は存続期間の | 経過前

再抗弁

- 完結の意思表示は催告後相当 期間の経過前
- *再抗弁は抗弁Ⅱの前提(合意なし)を覆す。

事案2 XとYは、目的物を代金1000万円で売買することをXが売主として申込みをしたら、Yは承諾しなければならない旨の合意をした。XがYに対しその申込みをしたにもかかわらず、Yは承諾しない。そこで、XはYに対して承諾の意思表示をすることを求めた。



訴訟物

予約上の義務の履行としての本契約承諾の意思表示

(要物契約ではさらに物の交付)請求権

*一方の予約と異なり、直ちに本契約が締結されるのでなく、申込みに対し承諾の義務を負うにすぎない。

請求原因

- (1)X→Y特定の内容の売買契約につきXが申込みをしたら、Yは 承諾する義務(及び要物契約では、目的物を交付する義務) を負う旨合意をしたこと
- (2)X→Y申込みに対し承諾の義務を負う合意に基づいて本契約申 込み
- *勝訴して本契約に基づく請求をするときは、請求原因として、「X →Y 本契約申込みの意思表示」と「Y承諾の意思表示に代わる確 定の勝訴判決の存在」を主張・立証する必要があるが、予約の成立 を主張・立証する必要はない。